

ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について

例年、年度初めの4月は、ハローワーク窓口は来所者の方で大変混み合います。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、下記の手続きを積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

○失業認定日の変更等の取扱いについて

令和2年4月30日（木）までの間、下記のとおり取り扱うことができます。

1. 郵送による失業認定

失業認定日の翌日から起算して7日以内に「雇用保険受給資格者証」と「失業認定申告書」を管轄ハローワークあてに送付することで、失業の認定が受けられます。

* 失業認定申告書の備考欄に「新型コロナウイルス感染症の感染防止のため安定所に来所することが出来ない」と記載してください。

2. 失業認定日を令和2年5月7日（木）以降に変更

令和2年4月30日（木）までに失業認定日が設定されている方は、令和2年5月7日（木）以降に変更できますので、管轄のハローワークへご連絡ください。

○求職者支援制度に基づくハローワーク（指定来所日）の変更等について

令和2年4月30日（木）までの間の指定来所日が指定されている方は、原則、令和2年5月7日（木）以降に変更し来所していただくことになりました。

対象となる方には、変更後の日程と職業訓練受講給付金の申請について、受講あっせんハローワークから順次電話等でご連絡いたします。

○求人者の皆様へ

令和2年4月30日（木）までの間、可能な限り、「求人者マイページを通じて求人を申し込む方法」又は「FAXや郵送により求人を申し込む方法」をご活用いただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

ご不明なこと等は、ハローワークへご相談下さい。